添付資料3:入居者移転計画(基本手順)

本計画は入居者の仮移転・本移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替 住棟等の工程を立案すること。

凡例: **太ゴシック**…当該段階における工事等 赤字…入居者移転

1 第1期住棟の整備+3-4号棟の解体撤去

第1工区にて建替住棟等の整備を行うとともに、第2-1工区の既存住棟(3-4号棟)入居者の第2-2工区の既存住棟への仮移転完了後(本事業範囲外)、当該住棟及び隣接する児童遊園関連施設の解体撤去を行う。

【第1工区】	駐車場等整備 建替住棟整備		
【第2-1工区】	3-1 号棟	3-2 号棟	3-3 号棟
	3-4 号楝解体撤去	児童遊園解体撤去	3-5 号棟
【第2-2工区】	3-6号棟	3-7 号棟	→ 3-8 号棟
	3-9 号棟	3-10 号棟	

2 第2期住棟の整備

第2工区(3-4号棟及び児童遊園の跡地)にて、建替住棟及び付帯施設の整備を行う。

【第1工区】	駐車場等整備 建替住棟整備		
【第2-1工区】	3-1 号棟	3-2 号棟	3-3 号棟
	建替住棟整備		3-5 号棟
【第2-2工区】	3-6 号棟	3-7 号棟	3-8 号棟
	3-9 号棟	3-10 号棟	

3 第2工区既存住棟(3-1号棟、3-2号棟、3-3号棟、3-5号棟)の解体撤去

第1期住棟等を県に引き渡す。その後、第2-1工区の既存住棟(3-1号棟・3-2号棟・3-3号棟・3-5号棟)の入居者の第1期住棟への移転完了後(本事業範囲外)、これらの住棟の解体撤去を行う。

【第1工区】	駐車場等 建替住棟		
【第2-1工区】	3-1 号棟解体撤去	3-2 号棟解体撤去	3-3 号棟解体撤去
	建替住棟整備		~ 3-5 号棟解体撤去
【第2-2工区】	3-6 号棟	3-7 号棟	3-8 号棟
	3-9 号棟	3-10 号棟	

4 第2期住棟駐車場の整備

第2-1 工区 (3-1 号棟・3-2 号棟跡地) にて駐車場の整備を行う。

【第1工区】	駐車場等		
	建替住棟		
【第2-1工区】	駐車場等整備		
	建替住棟整備		
【第2-2工区】	3-6 号棟	3-7 号棟	3-8 号棟
	3-9 号棟	3-10 号棟	

5 第2工区既存住棟(3-6号棟、3-7号棟、3-8号棟、3-9号棟、3-10号棟)の解体撤去

第2-1工区建替住棟等を県に引き渡す。その後、第2-2工区の既存住棟(3-6号棟・3-7号棟・3-8号棟・3-9号棟・3-10号棟)の入居者の第2-1工区建替住棟への移転完了後(本事業範囲外)、これらの住棟の解体撤去を行う。



6 分筆と活用用地の所有権移転

測量(境界杭等の設置を含む)を行い、県営住宅整備用地と活用用地とに分筆を行う。分筆登記後、活用用地については、県から用地活用業務にあたる企業へ所有権移転・登記(県:登記手続、用地活用業務にあたる企業:証紙負担)を行う。

